

令和6年9月定例会 政策総務常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年9月9日（月）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和6年9月9日（月） 午前 8時59分
散 会 日 時	令和6年9月9日（月） 午後 2時47分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	中西 耕二郎
委 員	竹 田 悦 子 田 中 克 美 金 澤 孝 太 郎 茂 利 博 之
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 8 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 2 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定

委員会執行部出席者

（市長政策室）

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 小川 裕子

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 富田 真久

（総務部）

総務部長 岩間 則夫

総務部副部長 関根 正

総務部参事兼

ICT 推進課長 中根 哲

総務部参事兼

やさしさ支援課長 高橋 和久

総務課長 小倉 英樹

職員課長 小林 健介

契約検査課長 林 信敏

総務課副参事 遠藤 美穂

ICT 推進課副参事 松本 康治

（財務部）

財務部長 谷 広明

財務部副部長 鈴木 誠司

財務部参事兼

税務課長 原口 佳之

財政課長 高田 史

資産管理課長 秋元 宏康

収税対策課長 川又 敦子

資産管理課副参事 山岸 晃

税務課副参事 藤平 健司

会計管理者 矢澤 欣子

参事兼会計課長 佐々木 志万子

監査委員事務局長 戸ヶ崎 徹

吹上支所長 田島 盛明

川里支所長 山縣 一公

書 記 國島 清文

書 記 星 圭也

（開会 午前 8 時 5 9 分）

（委員長）ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。竹田悦子委員と田中克美委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第82号の一般会計決算認定について、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容についてよく整理をしていただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数と事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

この方法でご異議はございませんか。

（異議なし）

（委員長）ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

（中西）議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定について、資料請求をお願いします。

請求する資料といたしましては、所属において超過勤務が月80時間を超えた者がいた月と人数。理由としましては、長時間の超過勤務については人件費に大きな影響を与えたと考えられるためです。よろしくお願いいたします。

（委員長）議案第82号について資料請求がありました。請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

（職員課長）議案第82号の審議までにご提出いたします。

（委員長）それでは、お諮りいたします。

中西副委員長より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということによろしいでしょうか。提出可能について、委員会に提出いただくということによろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）それでは、執行部におかれましては、資料の用意をお願いいたします。

（竹田）では、私のほうからも資料請求をさせていただきます。

議案第78号の一般会計補正予算の第4号ですが、前年度もお願いをしましたが、10ページ、11ページに関わる基準財政需要額、それから基準財政収入額、財源不足額、普通交付税額、それから交付税額の中で合併特例債交付額と経常経費分について資料請求をしたいと思います。

それから、議案82号が、先ほど中西委員の資料請求の中にもあったのですが、私は併せて時間外勤務の各課の平均と各課の最長時間、昨年もこれは出していただいたので、お願いをしたいと思います。

それから、16ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用一覧と、それから同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用一覧をお願いしたいと思います。

それから、16ページの地方自治体情報システム標準化業務の一覧とシステム業者。これは昨年度から新年度予算の中でもやりましたけれども、標準化については間に合っていますかとお聞きして、はい、間に合っていますというふうにずっとお答えいただいたのですけれども、どんな業務があるのかということをやっと改めて、二重業務ということで説明をされていますので、業務の一覧とシステム業者について一覧表をお出しいただきたいと思います。

それから、49ページです。土地売却収入、これも昨年出していただきましたが、場所と金額と平米単価をお願いしたいと思います。

それから、49ページ、ふるさと寄附金、返礼品の内訳、上位5社と収支決算。これは本会議でもありましたけれども、書き切れなかったのも、ふるさと寄附金の収支決算と、あと先ほどの返礼品の内訳。それから、企業版ふるさと寄附金の内訳。決算では220万円になっていますが、企業名と金額をそれぞれお出しいただきたいと思います。

通年お願いしている資料請求ですので、お願いしたいと思います。
以上です。

（委員長）ただいま竹田委員より、議案第78号、第82号について資料請求がありました。

請求のありました資料について、執行部は提出することは可能でしょうか。

（財政課長）議案第78号の資料請求いただきました件につきましては、ご審議いただく前にご準備いたします。

以上です。

（金澤）確認なのですが、今資料請求ということで竹田さんからお話がありましたけれども、この委員会で質疑する云々のための資料ですから、当然事前に出してもらわないと我々は分からないわけです。全体的な資料だったら本会議のところの議運等で資料請求すればいいことであって、委員会の中での資料というのはこの委員会で質疑するための資料ですから、事前にこれは頂かないと我々だって分からないわけです。後でストックするという問題ではない。だから、その辺はよく履き違えないような形で資料請求に対しては対応してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

（竹田）今、金澤委員から議運でというふうにおっしゃいました。でも、議会運営委員会では、自分の所属する委員会の資料請求や、いわゆるうちの、私どもは諏訪議員と2人ですから、文教福祉常任委員会ですけれども、自分たちの会派の所属するところの資料請求はできないというルールになっているのです。だから、本来ならば全体に関わるものだから資料請求しても私はいいと思っているのですけれども、そういうルールをおつくりになったのは金澤議長の時代なのです。ですから、あえて今

回委員会の中で資料請求をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

（金澤）資料請求を見て今回、今日もあしたも質疑するわけだから、事前にその資料が手元になれば分からないわけです。それを資料請求出せといったって、なかなかそういう面では難しいのかなという形なので、委員会として資料請求云々であれば事前にどうするかというものを受けて資料請求を提出、執行部のほうに提出できるかどうか確認するとか、実際質疑するときに資料がなくて、後で来たって意味ないのではないかなというふうに思います。

以上です。

（委員長）分かりました。今後の委員会運営の参考にさせていただきたいと思います。それでは、竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということでよろしいでしょうか。

（休憩の声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9 時 0 9 分）

（開議 午前 9 時 0 9 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。
大変失礼しました。今、執行部のほうの確認をしていないと思いましたので、財政課長、大丈夫ですか。

（何事か声あり）

（委員長）第82号については。

（職員課長）議案第82号、時間外勤務の各課平均と各課最長時間につきましては、82号の審議開始までにご提出いたします。

（総合政策課長）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金の活用事業、またふるさと寄附金及び企業版ふるさと寄附金に関わる内訳につきましては、議案第82号の質疑開始前までに提出いたします。

（総務部参事兼ICT推進課長）地方自治体情報システム標準化業務の

一覧とシステム業者の資料につきましては、議案第82号の審議前までにご提出いたします。

（資産管理課長）土地売却収入、場所、金額、平米単価につきましては、議案第82号の審議の前に提出可能です。

（委員長）それでは、お諮りいたします。

竹田委員より請求のありました資料について、委員会に提出していただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

（委員長）それでは、執行部におかれましては資料の用意をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時12分）



（開議 午前9時18分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（茂利）それでは、質問させていただきます。

初めに、11ページの住宅借入金特別税額控除減収補填特例交付金の根拠を伺います。

（財政課長）住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の根拠についてですが、初めに住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金ですが、所得税で控除し切れない住宅ローン減税額を住民税から控除することによる地方公共団体の減収分を補填するため、当分の間措置されて交付されているもので、令和6年度5月末の状況を基に算出され、対象者3,068人、金額1億2,712万9,000円となり、補正係数を乗じたものが今回の決定額となっております。

以上です。

（茂利）続きまして、12ページの埼玉県都市ボートレース企業団補助金、これはほかの市ではどのように使っているかお伺いいたします。

（財政課長）他市ではどのようなことに活用しているかということですが、令和5年度の各市の状況を確認したところ、各市で開催しているマラソン大会やお祭り、イルミネーション、サイクリングイベントなどに活用されているとのことでした。

以上です。

（茂利）それでは、今の再質問をさせていただきます。
毎年補正で計上されておりますが、当初予算で計上できないのかお伺いいたします。

（財政課長）補正予算で計上することに関してということですが、令和6年度8月23日付で埼玉県都市ボートレース企業団より補助金等交付決定に通知されたことを受け、今回補正予算に追加することとしたものです。令和7年度につきましては、交付元より補助金制度は継続の予定との情報を得ていますことから、次回は当初予算での計上を検討しております。

以上です。

（田中）それでは、通告してあるのがほとんど没になりまして、ちょっと新たに今日発見したのがあるので、これちょっと一般質問している部分があるので、ちょっと自分で聞いてみたいのですけれども、ページ数が6ページ、債務負担行為補正のところ広報紙の印刷業務というのがちょっと説明あったと思うのですけれども、10月から新しくなるような話だったと思うのですけれども、それでページが倍になるというような話なののですけれども、予算的に普通考えるとページが倍になる、倍かかるのかなとか、いろいろ考えるのだけれども、その辺の予算の流れ、今回途中なののですけれども、来年からどういうふうになるのか、今までとの増額になる部分について、できればできる範囲で説明をお願いします。

（秘書課長）それでは、お答えさせていただきます。
ご質問は、リニューアルに向けての費用が今回の債務負担行為の中でど

のようというような、そういったところも含めてかと存じます。まず、変わる内容でございますけれども、先ほどページが倍増というお話がございましたが、広報紙の全ての総ページ数、そちらを、今まで例えば記事量によって28ページのときもあれば36ページのときもある、調整をしながらというところもございました。ただ、今回それをあえて全体で32ページとさせていただきまして、その中のカラーページが今までは8ページでございました。昨年の債務負担行為をお願いしている中で、令和6年度、今年度の予算編成の部分ですが、そちらはリニューアル前までの半年分はカラーページを8ページとしまして、リニューアル後の今年の10月以降の半年分は16ページという、そういう設定にしておりました。そちらをご承認いただいて今進めているところです。

来年度の7年度の債務負担行為につきましては、1年間全て、1年分を32ページ、うち16ページのカラーと、そのようにさせていただきます関係で若干、99万3,000円の昨年の限度額に比べて増額となっている状況でございます。大きく変更になるのはその点になります。以上でございます。

（田中）細かいところは一般質問出していますので、質問させていただきます。

ほかに通告してあるのは1点なのですけれども、その通告のところ、先ほどの茂利委員と似ているのですけれども、14ページ、埼玉県都市ボートレース企業団の200万円の使途ということで質問をしているのですけれども、フラワー号か何かのラッピングというような答弁が本会議であったと思うのですけれども、これについて、財政もともかく、ちょっといろいろと聞きたい部分があるのですが、取りあえず一応ラッピングの内容、ちょっとそれを質問します。

（財政課長）使途ということで、ボートレースに関する情報発信を目的として、市主催の催事等に対して単年度のみ交付されております。今年度におきましても、本補助金の趣旨がボートレースに関する情報発信を目的としており、バスのラッピングに活用した場合、バスの廃車までの長期間において企業団の趣旨であるPR活動に供することができるもの

と判断し、活用する予定にしております。

以上です。

（田中）今の件なのですけれども、今財政のほうと広報のほうでも載せている、別のルートで開催に載せているのだと思うのです。今回もう誰も議会で、企業団議員からも報告がなかったのですけれども、9月は開催をしていないのです。そういうものに関しての広報がなかったように感じるのです。やっているのは電光掲示板の工事で、無理やりやればレースはできるのではないかなと思うのですが、1か月間取りあえずはやらないということが決まっています。だから、予定表にはないです。それは12分の1の売上げが当然減るわけなので、直営の出先のボートピアとかの部分というのは25%がもう入らないので、そのまた10分の1ぐらいしかもらえないと思うので、ちょっと運営に厳しい部分があって、財政的に聞きたいのは、例えば延びた、工事が、よくあることですよね。そういう場合にも、もう議会で報告してしまっているので、7,000万円くれるというのは報告してしまったので、やっぱりなしというのはないかと思うのですけれども、その財政的な見通しについてお聞きしたい。それと、広報紙に、私の記憶です、やりませんというのは載ってなかったような気がするのですけれども、載っていたかどうか。そういう確認です。バスのどこかにも載せるのが普通ではないかないと。誰も知らない。聞いた人、誰も知らないのです。行ってみたらやっていると。そういうのだったらば、さっきの答弁、200万円の答弁にはそういう活動に対して使うということになっているので、やらないということの広報も必要ではないかなと思います。あとは財政的な問題、どうなるのかということをお聞きします。ちょっと多方面にわたって申し訳ないのですけれども、よろしくお願いします。

（財政課長）委員ご質問の9月に競艇のほうがお休みしているということに関しましては、財政課のほうには企業団よりは特にはお知らせ、広報的なところはございません。実際開催日につきましては、年間スケジュール、四半期ごとのポスターを頂いておりまして、それを駅ですとか市役所ですとかに広報させていただいて開催していますというのをお知

らせしているところと、あとの本庁舎の1階のデジタルサイネージのほうでも広報的なことはさせていただいているところなのですが、お休みについては、申し訳ございません、まだそういうご連絡自体がない状況です。また、7,000万円のほうにつきましては、既にもう歳入しております、特に返還を求められるとか、そういうところの部分はございません。また、バスのフラワー号のほうにつきましては、基本的にはバスのラッピングの一部にボートレースの提供がございますというような部分で宣伝が入っている形ですので、そちらのほうの中でお知らせをするような部分というのは特にしていない状況になっております。

以上です。

（秘書課長）恐れ入ります。重複するところがあるかと思うのですけれども、まずは財政課のほうからの申請に基づきまして、先ほどお話のございましたデジタルサイネージですとか、そういったところの広報、掲示、そういったことに関しては秘書課としましても連携して動いているところでございます。ただ、広報紙のほうに具体的に何月がお休みですとか、そういったような申請が上がっているかといいますと、財政からの届出、申請がない以上は広報のほうにはちょっと載っていないのかなというところなのですが、申し訳ございません、ちょっと昨年度の掲載状況を把握していないもので、今資料がない状況でございます。申し訳ございません。

（田中）今のことなのですけれども、一応鴻巣市も7,000万もらって、あと230万ぐらいでしたっけ、全部もらっているんで、ただそれでもらうものだけもらって協力はしないよというこの体制を陰で批判されるわけです。当然企業団にとっては協力してくれと。企業団議員も昔は、ちょっといいかどうか分からないのですけれども、報酬とか結構いいわけなので、だけれどももらうものだけもらって協力しないよというようなのが結構いろんな人に言われるので、当然執行部のほうも7,000万ももらっているのにそういう実情を知らないと。工事が入る、電光掲示板ずっと壊れていたという事実ですね。本当は現場行ってみると4階、5階あたりもたしか今閉鎖になっていて、ああいうのも将来的に、今の状況

ではネットが売上げ伸びている原因なので、お客さんが来るというのは少ないと思うのだけれども、壊れたままで営業している部分もあるのですけれども、そういう情報と流れというのは一応知っておく必要があるのかなと将来的に見て思うので、その辺について方針をお聞きします。

（財政課長）委員からのお話があるまでその状況というのを把握していなかったのは執行部としてもよろしくないのかなと反省するところですので、ここに関しましては企業団さんのほうに確認しまして、実際9月のお休みのことですか、広報の方法ですか、その辺りのほうを確認してまいりたいと思いますので、連絡して確認してまいります。

以上です。

（竹田）資料をお出しいただきましてありがとうございます。では、質問をしてまいりたいと思います。

まず、6ページの債務負担行為補正ですけれども、前年度は債務負担行為補正の中にふるさと納税事業委託というのがあったのですけれども、今年度はないというのは、もうやったのですか。ちょっとすみません、ここら辺のところ、ふるさと納税事業委託がない理由について伺います。

（総合政策課長）昨年、令和5年9月定例会におきまして、債務負担行為の設定の予算について、ふるさと納税業務についてご承認いただいたところですが、それにつきましては、今年度から委託事業者を再選定するに当たりまして事業者選定を昨年度中に先行して行う必要がありましたことから、補正予算に出ささせていただいております関係で、今回の補正予算では特に提案していないという状況でございます。

以上です。

（竹田）分かりました。ふるさと納税の昨年度中にもう行っていると。ということは、令和5年度の決算にも出てくると思うのですけれども、これは決算の中にも関わるので、あまり深入りはしませんけれども、その委託業者を昨年度中に選定してやっていたということの評価というか、効果というか、そういうものというのは出ているのでしょうか。

（総合政策課長）ふるさと納税業務委託につきましては、新規返礼品の開拓ですとか、また返礼品を提供いただいている協力事業者に対しての

商品発注ですとか発送依頼、また寄附者からの問合せなど、そういった対応をいただいておりますので、その業務を行うに当たっては、毎年毎年変更といいますと返礼品、協力事業者への影響等もございますので、数年に1度おおむね見直ししておるのですが、その見直しの中でやはり、今ふるさと納税って経費率が全体で50%ということで国から厳しく定められていることもありまして、その委託事業者に払う委託料の寄附金に対する割合のパーセンテージの見直しという部分、そこで幾らか経費の節減を図れるというのと、また数年続きますとやはりどうしてもマンネリ化してきてしまいますので、改めて事業者を募って、また新たな提案を受け付けるというところでふるさと納税の拡大を目指しているところでございます。

以上です。

（竹田）ということは、昨年度中に選定したって、その効果というのは令和6年度では出ておられるのでしょうか。

（総合政策課長）業者変更による効果でございますが、まだ6年度始まりましてから寄附受入れが半年たつかどうかというところでございまして、ちょっとその売上げ、寄附金が伸びるかどうかなどというところの効果のほうはまだこれから推移を見守っているところでございます。業者によるところも大きいですが、返礼品そのものですとか市場の動向とかで寄附金額の増減も出てまいりますので、そこはちょっと今後見守っていききたいと思います。通常の発送業務とかその辺につきましては、問題なく運営できているものと考えております。

以上です。

（竹田）ふるさと納税で4、5、6、7、8月くらいなのですけれども、前年度と比べてどうなのでしょう。昨年度は1億1,200万円だったのです。今年度は昨年同期と比べてどのくらい今伸びておられるのでしょうか。

（総合政策課長）ふるさと寄附金の受入れの現状でございますが、昨年10月に総務省のほうで寄附金の経費率ですとか返礼品の割合とかの厳格化の見直しがございました関係で、本市としましても、その割合に収め

るために、寄附金額に対する返礼品の原価率、逆に言いますと寄附金をちょっと高く変更させていただいた状況もございまして、そういったこともありまして5年度の決算額は4年度に比べて500万円ほど下がっている状況です。今回の委託先事業者の変更に伴いまして、業者が変更になりますとインターネット上のポータルサイト上の返礼品の紹介文ですとか画像とかも全て新しい業者で、著作権の関係もありまして、変更する作業が発生いたしました関係で、ちょっと2週間ほど3月から4月にかけて受付を停止していた時期もございまして、そういった影響もございまして、現在のところちょっと前年比と比べますと若干伸び悩んでいる状況でございしますが、この8月ぐらいから前年同額ぐらいの寄附の受入れに戻ってきておりますので、また下半期に向けて挽回できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。ふるさと納税そのものは、最低2,000円以上ということで、それが税額控除になるわけですがけれども、ある程度一定、いわゆる財政的に豊かでない人しか寄附ができない仕組みですよ。もう生活がぎりぎりだったら、もうとても寄附をいただく、あるいは差し上げるというふうにならない仕組みなのです。今度は、ポイント付与も来年はやめるという方向が総務省から出されているのです。そういう点から考えると、このふるさと納税って、効果率というか、やったけれども、また決算でもマイナスだったら残念ながら、ずっとマイナス、一時期プラスになったこともありますけれども、多くはマイナスの状況で移行しているという点を考えたときに、どうなのでしょう。業者委託をすることと、あと鴻巣市としての特産品って、梨なんかを以前やっていましたよね。だけれども、梨業者にすると、自分ちで売ることが一番現金収入になったりとかするということを含めて、また返礼品として出せる余力がなくなっているよという梨農家の方もいらっしゃったのですけれども、特産品、市としての全体、農業なり様々な商工業なりとして、全体として鴻巣市のふるさと納税の返礼品の掘り起こしというのは、業者任せではなくて、市としての総合政策課としてどんなことを検討され

ているのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

（総合政策課長）初めにご質問いただきました制度上の部分でございますが、竹田委員おっしゃるとおり、2,000円以上の分が税額控除を受けられるということで、今大変全国的に好評を博している制度であります。おっしゃるとおり、そもそも税を払っていない方につきましては全然メリットのない制度なのだというふうに捉えております。鴻巣市としましては、総務省が全国的な制度としてこういったふるさと納税制度を運用している以上は、委員さんもおっしゃってございましたけれども、市民の方が他市に寄附される流出分という税額控除で減ってしまう部分も相当金額ありますので、市としては、ふるさと寄附金の受入れ拡大に取り組んで、できるだけマイナス分を減らす、できればプラスに転じたいところですが、そういった取組が必要であるというふうに考えております。鴻巣市の特産品についてでございますが、鴻巣市の返礼品の特徴としましては、他市のようにこれという稼ぎ頭といえますか、そういったものがあまりないような状況でございます。もちろん委員さんのおっしゃっていた梨ですとか、地域の特産品でいえば、ひな人形ですとか、あと鉢植えの花関係も人気いただいているところなのですが、そういった様々な商品、また花火大会のチケットですとか、人間ドック受診券ですとか、そういった体験型といえますか、鴻巣市に来ないと得られないような、そういった返礼品なんかも取りそろえておまして、1つの人気商品で稼ぐというよりは、鴻巣市の特徴としましてはいろんなアイデアで、品数でいえば県内トップクラスの品数を取りそろえておりますので、鴻巣市も総力を挙げて返礼品ラインナップをそろえることで寄附金の獲得に努めております。今後もふるさと納税の委託、事務委託業者も替わりましたので、その事業者とも連携を図りながら、まだ埋もれている魅力ある返礼品あると思いますので、その発掘に努めていきたいと考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。

では、続いて6ページですが、臨時財政対策債の減額で、先ほどは税が

確定したことによってこの金額ですというふうにおっしゃいました。前年度が2億5,351万8,000円、今回は1億2,483万8,000円になったと。普通交付税が増えているということもあると思うのですが、そこら辺の変化の要因についてお答えいただきたいと思います。

（財政課長）臨時財政対策債の昨年度と比べて半額になってしまっているというふうなところのお話になりますけれども、臨時財政対策債の減額については、普通交付税も関係しますので、併せてお話をさせていただきます。

普通交付税と臨時財政対策債の合算である実質交付税額は1億810万3,000円増加となっております、普通交付税と臨時財政対策債の配分率が令和5年度は普通交付税が約96.6%、臨時財政対策債が約3.4%でありましたが、令和6年度は普通交付税が約98.4%、臨時財政対策債が約1.6%となったため、普通交付税は2億3,678万3,000円、3.1%の増、臨時財政対策債はマイナスの1億2,868万円、マイナス50.8%の減となっている状況です。

以上です。

（竹田）ということは、いわゆるこの基準財政需要額も……ということは、98.4%増えた。基準財政需要額そのものが増えたというのは、この数値が大きくなったからという受け止めでよいのか、ちょっと確認したいと思います。

（財政課長）基準財政需要額も大きくなっているところがございます。実際には基準財政収入額も多くなっている部分はあるのですが、基準財政需要額がそれよりももっと多くなっているというような状況がございます。

以上です。

（竹田）基準財政需要額が大きくなった要因というのは、何があるのでしょうか。

（財政課長）基準財政需要額が大きくなった要因、もちろん減の要因もありますので、両方お話をさせていただきます。

まず、実際には大きくなっているのですが、減の要因からちょっ

とまずお話しさせていただきますと、社会福祉費で約20億9,500万円、臨時財政対策債償還基金費というのがマイナス約1億3,500万、その他の教育費というところでもマイナス約1億5,200万、保健衛生費でもマイナス約1億2,500万円、また実際の臨時財政対策債対策費（P.16「臨時財政対策費」文言訂正）でもマイナス約1億1,800万円ということで、まず減としますとマイナス約26億2,800万円というところがあるのですけれども、増となる要因もたくさんありまして、そちらのほうを申し上げますと、まず今年度から新設されました子ども・子育て費というのがプラスで約25億8,000万円、包括算定経費というところで約8,500万円、またあと高齢者保健福祉費、75歳以上というところで約5,800万円、あと小学校費、児童数というところでも約5,200万円、また高齢者保健福祉費の65歳以上というところの枠もあるのですが、こちらでも約5,100万円が増えておりまして、増額のほうが約28億2,800万円というところが増加となっております。増額のほうが約1億9,400万円の増額となっております、そのほか臨時財政対策債発行可能額が、先ほどお話ししたとおりマイナス1億2,868万円減となっておりますので、これが需要額のほうの増となっております。

以上です。

（竹田）分かりました。

それで、今回それらに伴って交付税措置された金額が約79億円になるのですけれども、先ほど財源不足額が77億9,392万6,000円ですので、この差額分、いわゆる普通交付税だけではなくて特別交付税の分もこの中には含まれているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

（財政課長）特別交付税については、ここの部分には入っておりません。

（竹田）ということは、地方交付税の79億7,868万7,000円ですよ、今度の確定額は。先ほどの数字では、財源不足額が77億9,392万6,000円になると。この差額の数字というのは何を意味しているのか伺います。

（財政課長）こちらの2億につきましては、当初予算で見込んでいる特別交付税分となります。なので、その2億が今差額で出てきてしまっているという状況になっているのです。

先ほど、申し訳ございません、私、マイナスの要因のところ「臨時財政対策債対策費」と言ってしまった部分があったのですが、それ申し訳ございません、「臨時経済対策費」の間違いでした。訂正しておわび申し上げます。失礼しました。

（竹田）続いて、11ページ、すみません、定額減税の部分で交付金が増えているというのは何ゆえなのでしょうか。

（財政課長）6月補正では、当初賦課分において国へ報告した定額減税影響額と同額を計上したところですが、7月23日に施行された地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令において、報告数値に対して補正係数を乗じて交付されることになったため、追加計上するものです。以上です。

（竹田）このことによる市民への影響というものはあるのでしょうか。

（財政課長）この補正係数の部分に関しては、特に市民の方への影響というのではないと考えております。

以上です。

（竹田）13ページのいわゆる今回の補正後の財政調整基金の残高の数字について伺います。

（財政課長）本補正予算承認後の残高につきましては、約31億5,600万円を見込んでおります。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時01分）

（開議 午前10時15分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（金澤）すみません。議案第78号の令和6年度一般会計補正予算（第4号）について、事前通告していないのですけれども、質問していいということなので、2点ほど質問させていただきます。

12ページの繰入金と繰越金のところについて質問させていただきます。今回だけではなくて過去の予算等でも出ているのですが、例えば財政調

整基金の繰入金について、補正前が19億2,000万でしたよと。それが補正後は18億5,000万、マイナスになりますよという要因になっていますが、これそもそも補正前の額云々というのはどういう、19億2,000万という数字が出ているのだけれども、どういう計上の仕方をしているのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

（財政課長）今回、財政調整基金マイナス、18億5,000万、また繰越金につきましては12億4,756万3,000円というところが追加という補正になっております。まず、繰越金のほうのところからお話をさせていただきますと、こちらのほう、予算では7億5,000万、これ実際には今回12億4,700万円というところを追加しますと約19億9,700万円となるというところから、どうしてというようなお話になるのかと思われませんが、こちらの予算立てをした際の7億5,000万というところの基礎となりますのが、標準財政規模の約3%から5%を目安にしないといけないようなことがございますので、その部分から7億5,000万というところを予算を立てさせていただきます。実際の決算になりますと、実際お金残った余剰分というのが約19億9,700万からございましたので、そちらの分を繰越金のほうに入れるような形になり、12億4,700万というところが今回追加になります。逆に財政調整基金、こちらは全体の予算の調整というところでお金を繰入れさせていただいているところですが、この部分、余剰部分を使うということで、実際には財政調整基金を戻す、またほかの部分でのお金の部分の入りますとか、そういうところもあったりしますので、その分も合わせて戻させていただきますと、最終的に財政調整基金は18億5,000万円減額させていただいたというふうな今回の予算立てになっております。

以上です。

（金澤）今のご説明ですと、1点だけ、繰越金のところの標準財政規模、残高が3%から5%というのが適当だよというのですけれども、私なんか前勉強したときは5%から10%が適正だというふうに聞いているのだけれども、その辺の今は3%から5%が適正規模というのでいいのかな。

（財政課長）私の今記憶の中だと、5%から10%というのは財政調整

基金の残高として最低限持ちましょうというところかなというところで私の中では記憶しておりまして、よく議会等の答弁の中でさせていただくところでも、今鴻巣市の標準財政規模というのが約259億6,215万6,000円というふうなところになっておりまして、今まではもうちょっと、これを大体5%といいますと約13億ぐらいになるというところなのですが、数年前まではもう少し低かったですので、よく12億ですとか12億5,000万というところを必ず最低限の財政調整基金として確保して運営してまいりますというふうなところを言っていたところなのですが、今年度ぐらいから13億は最低ないと鴻巣市の規模ではよろしくないのかなというふうなところがございますので、そういうところでの5%から10%という話はさせていただいていた経緯はあるかと思います。

以上です。

（金澤）そうしますと、財政調整基金の繰入金の金額云々についてはかなり補正前と補正後だと数字が違っているというのについては、各項目等でいろいろ精査して、そのクッションというか、差額というか、その辺をここで抑えているという解釈でよろしいのですか。

（財政課長）委員お見込みのとおり、そこで調整させていただいている状況です。

以上です。

（金澤）あと、都市協定の事業収入、聞こうと思ったのだけれども、これ違うので、決算のほうで聞きますので。

以上です。

（中西）臨時財政対策債変更の内容ということで事前通告をしていたのですけれども、前任者の質問で分かりましたので、結構です。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 令和6年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号……

(何事か声あり)

(委員長) 失礼しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時21分)

_____ ◇ _____

(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分の歳入について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分)

_____ ◇ _____

(開議 午前11時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

（財政課長）発言の訂正をお願いいたします。

先ほど決算書16ページ、自動車重量譲与税の説明において、本来であれば前年度と比較いたしますと「290万3,000円」と申し上げますところ「29万3,000円」と発言してしまいました。おわびし、訂正させていただきます。

以上です。

（委員長）ただいまの訂正の発言につきましては、委員長に一任を願います。

質疑はございませんか。

（茂利）それでは、質問させていただきます。

初めに、決算報告書のほうを1問だけ質問させてもらいます。42ページになります。財政力指数が減少し、経常収支比率が増加しておりますが、減少、増加を止めるにはどうしたらよいか伺います。

（財政課長）財政力指数に関しましては、収入について、税収を増やすこと、経常収支比率につきましては、一般財源による持ち出しを減少させる点になると考えられますが、一般財源を減少させるということは、現在の行政サービスの低下につながる可能性もありますので、慎重に対応しなければならないと考えております。

以上です。

（茂利）続きまして、歳入の15ページ、固定資産税が上がったのはなぜですか、伺います。

（財務部参事兼税務課長）調定額で比較した場合、現年度の固定資産税全体として前年度より約5,300万円、率にして約0.9%増加をしております。土地家屋償却資産と個別の税額で見えていくと、土地と償却資産の税額は減少しておりますが、家屋の税額は増加しております。土地については、令和4年7月1日の時点修正により価格の修正を行っておりますが、この時点では鴻巣市全体として地価が下落しておりましたので、それに伴い税額も下落したことが挙げられます。

家屋については、令和5年度は評価替えの基準年度ではないため、既存家屋の税額は据置きになります。ただし、新築家屋による増加分があり

ますので、全体として税額が増加したことが挙げられます。

償却資産については、令和5年1月1日現在に所有している事業用資産に対して課税をしましたが、新型コロナウイルスの影響により経済活動が低迷していたことで、企業が設備投資を控えていたのではないかと考えております。

以上です。

（茂利） それでは、再質問になります。

具体的にどれぐらい増えたか伺います。

（財務部参事兼税務課長）家屋の棟数ということでよろしいでしょうか。令和5年度に新規に課税した家屋については、令和4年1月から12月に新築された家屋になりますが、総数としましては720棟になります。前年度と比較しますと59棟、率にして9%増加をしております。

以上です。

（茂利） 本町にマンションが2棟建っておりますが、課税はいつからされますか、伺います。

（財務部参事兼税務課長）現在2か所で建築中でありまして、本町2丁目に建築中のマンションにつきましては、今月中に完成予定ですので、来年度の令和7年度から課税されるということになっております。

もう1か所の本町5丁目に建築中のマンションにつきましては、3棟建築中でありまして、令和7年2月に完成予定ですので、令和8年度から課税される予定となっております。

以上です。

（茂利） 続きまして、15ページ、昨年と比べて収入未済額は減っておりますが、差押額が増えているのか伺います。

（収税対策課長）令和5年度の差押件数は795件で、金額は約9,197万円です。令和4年度と比較しますと、差押件数は15件の増、金額は約1,129万円の増額となっております。

以上です。

（茂利） それでは、どんなものを差し押さえたのか、種類と金額を伺います。

（収税対策課長）差押えの件数、金額の多いものは、まず預貯金が528件で、金額は4,298万824円、給与については143件で、金額は1,431万622円、保険の差押えが47件で、金額は2,079万459円となっています。
以上です。

（茂利）続きまして、23ページ、交通安全対策特別交付金、これはどのように使ったのか伺います。

（財政課長）交通安全対策特別交付金については、一般財源扱いでの取扱いとなっておりますので、財源充当はしておりませんが、市では道路交通安全施設の設置及び管理等に関する財源として考えております。使途としましては、道路反射鏡修繕工事や区画線修繕ということで、施設修繕料に約1,552万円、歩道工事、道路反射鏡設置工事や車線分離標設置工事、区画線設置工事などで約3,200万円の支出がございますので、こちらの財源になっていると考えております。

以上です。

（茂利）続きまして、33ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金はどんな事業に使っておりますか、伺います。

（総合政策課長）先ほどお配りいたしました、竹田委員さんからの請求資料も併せて御覧いただければと思うのですが、交付金の使途の内訳といたしましては、物価高騰対策を中心としました、市民や事業者の皆さんに対する支援策に係る分と、あと低所得者支援に係る分とに分かれております。

物価高騰対策に係る分としましては、総額3億127万1,000円となっております。具体的な使途としましては、こうのす空・花クーポン券事業をはじめ、小中学校給食費の保護者負担軽減事業、住宅等防犯対策補助事業、エネルギー価格の高騰の影響を受けている幼保施設、介護施設、障がい者施設等を運営する民間事業者や路線バス、タクシー事業者に対する支援金給付事業などを実施しております。

また、低所得者支援に係る分としましては、総額3億445万9,562円となっております。住民税の非課税世帯へ3万円を給付する事業費として充当しております。以上でございます。

（茂利）続きまして、物価高騰も質問しようと思ったのですが、資料の請求で入っておりますので、飛ばします。

45ページの個人県民税徴収事務取扱費委託金はどんなものなのか伺います。

（収税対策課長）個人県民税の賦課徴収に要する経費として県より交付されます納税義務者数に3,000円を乗じた額や過誤納還付金相当額等を11月と翌年5月の2回に分けて交付されます。

以上です。

（茂利）続きまして、同じく45ページの地域人権啓発活動活性化事業、その事業内容について伺います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）お答えいたします。

地域人権啓発活動活性化事業委託金につきましては、県が国の委託先として事業を受託し、市が実施する人権啓発活動に対して再委託する埼玉県人権啓発活動再委託費として、市が開催した人権・男女共同のつどいに係る講師謝礼及び会場使用料と、花を児童が協力して育てることで人権感覚を醸成することを目的に小学校3校を対象に行った人権の花運動の事業のほか、県が市町村に人権啓発事業を委託する埼玉県地域人権啓発推進委託費として、令和5年度に鴻巣市で開催しました北足立郡14市町が共同開催している北足立郡市町人権フェスティバル開催事業に係る経費の委託金となっております。以上でございます。

（茂利）続きまして、46ページ、住宅・土地統計調査委託金はどういうものでしょうか。

（総務課副参事）国の基幹統計である住宅・土地統計調査は、日本全体の住宅等の実態、土地の保有状況、居住する世帯の状況を把握し、その現状と推移を明らかにすることにより住生活に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的として5年に1度行われる調査で、令和5年10月1日を調査期日として実施されました。住宅・土地統計調査委託金は、この調査に要した費用について、埼玉県を經由して国から支払われた委託金となります。

以上です。

（茂利）続きまして、49ページ、物品売払収入、先ほどパソコンということで出てきたのですけれども、そのパソコンの売却に当たりまして中身の情報が流出する心配はないのでしょうか、伺います。

（総務部参事兼ICT推進課長）売却するに当たりましては、ハードディスクなどの記憶媒体につきましては、リサイクル業者が市役所敷地内において穴を開けるなどの物理破壊を求めています。物理破壊することによって再使用できない状態にしまして、売却をしているところでございます。

以上です。

（茂利）続きまして、49ページの土地売払収入は、さっきの資料の請求にもありましたので、飛ばします。

続きまして、59ページの競艇事業収入、これは何に使っておりますか、伺います。

（財政課長）本収入は一般財源扱いですが、団体のほうに用途の報告を求められており、本市の事業は外国語教育推進事業、スクールバス運行事業、みどりの校庭推進事業の一般財源に充当という形で報告しております。

以上です。

（茂利）最後になります。

70ページ、障害者支援施設改修事業債、どのように使っているのか伺います。

（財政課長）こちらは、あしたば第一作業所、川里ポプラ館の2施設を統合し、鴻巣市総合福祉センター内へ障がい者支援施設移転に伴う工事請負費1,582万9,000円に対して起債しております。地方債メニューは、公共施設等適正管理推進事業債を活用しております。

以上です。

（田中）それでは、ちょっと中途半端になってしまったかと思うのですけれども、質問させていただきます。一応歳入のほうの前のほうのページから質問させていただきます。多少ちょっと質問があちらこちら行くかも分かりませんが、ご了承願います。

まず、17ページのたばこ税のところなのですけれども、市たばこ税、令和3年、令和4年、令和5年というので見たのですけれども、5年と3年がほとんど同じ金額で、令和4年が気持ちちょっと、3,000万ぐらい多かったのもので、そこ多分値上げか何か見直しがあったのだと思うのですけれども、そのことについて内容をお聞きします。

（財務部参事兼税務課長）たばこ税で、5年度が上がったという理由で。

（田中）いや、だからこの決算が4年のところが気持ち高いのです。5年と3年が、私の見方が悪いのかもしれないけれども、同じぐらいなのです。令和3年が5億6,665万3,979円で、4年が5億9,959万1,000円、5年が5億6,907万3,000円。見てきたところが違うのかどうか分からないけれども、一応この決算書を見て出してみたので、だから4年がちょっと微妙に気持ち高いので。当然売上げ的には、普通でいったらだんだん、だんだん下がってくるのが普通だったのだけれども、たしかロットとか何かの基準が違ったのかなとこっちは勝手に想像するのですけれども、4年が気持ち収入が多いということについての理由が分かれば教えてください。

（財務部参事兼税務課長）たばこ税の税率なのですけれども、平成30年の4月1日から令和3年の10月1日まで段階的に上がっております。例えば令和4年度が上がったということであると、令和3年度との比較になるのかなと思うのですが、令和3年10月1日から上がっておりますので、令和3年度というのは上がった税金が半年分しかなかったのです。だから、令和4年度というのは上がった税金が丸々1年分になりますので、それでちょっと比較すると上がっているといった状況になります。以上です。

（田中）それでは、これから税率とかが変わらない限り当然、たばこを吸う、ニュースとかでもやっていたと思うのですが、そういう人がどんどん減ってきているので、要するに市たばこ税の税収の見通しについてはどのように考えているのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）現在の喫煙率なのですけれども、2022年の国民生活基礎調査によりますと、喫煙率は男性で25.4%、女性で7.7%であ

ります。20年前の同じ調査と比較しますと、男女とも喫煙者数は半減したといったことになっております。喫煙者数につきましては、今後も減少するといったことが見込まれますので、今後たばこ税の税率の引上げなどが行われな限りは、市のたばこ税の減収というのはこれからちょっと続いていくようなことになってしまうのかなと考えております。以上です。

（田中） それでは、同じページの自動車重量譲与税のところ、先ほどの説明では、ちょっと勘違いかもしれないけれども、増額とかというような話だったのだけれども、この3年間、令和3年、4年、5年と数字的にはほとんど変わらないと。気持ち300万ぐらい上がっているかな。それで言ったのかな。ちょっとその確認もしたいです。

（財政課長） 自動車重量譲与税ですけれども、委員のおっしゃいますとおり、令和3年が2億4,394万8,000円、令和4年が2億4,356万9,000円、令和5年度が2億4,647万2,000円ということで、増減的にはあまり変わらない状況がございます。ただ、今までガソリン車の関係が多かったところ、やはりEVですとかハイブリッド車というところが普及してきて、ガソリンの販売状況は減っているというところは、販売状況を確認したところ減っているというところはあるのですけれども、令和5年度については、先ほど少し申し上げましたとおり、やはり物価高ですとか、ガソリン、原油関係が高かったというところで、またあと経済の関係、物流関係も正常に戻ってきているというところから、あと算定対象となる市道の延長面積というのも増加になりましたところで、今年度、令和5年度については若干の増であったというところで、ただあまり大きな動きはないというような状況になっております。

以上です。

（田中） それでは、次のページの18ページで、株式等譲渡所得割交付金についての交付される仕組みについてお聞きしたいのですが、要するに今年ちょっと株の動きが大分激しい部分があって、取引ですごくもうけた人もいれば、その後一気にがくつときた人もいるので、その交付される仕組みについてお聞きします。

（財政課長）株式等譲渡所得割交付金ですけれども、こちらは県民税株式等譲渡所得割というものが、平成16年1月1日以降発生する特定口座内における上場株式等の譲渡益について課される税金というものがござえます。これを金融商品取引業者等が譲渡益の支払いに際し徴収し、納めることとなります。交付金額は、県に納められた県民税株式等譲渡所得割額に100分の99を乗じた額の5分の3に相当する額を市町村に交付することとなります。交付基準は、当該市町村に係る個人県民税収入決算額の県のケンケイに対する割合に応じて得た額が交付されることとなります。交付時期につきましては、年1回で、3月となっております。以上です。

（田中）要するに、それでは来年度、今年度ちょっと株の取引結構多かったのですけれども、今の話の下でその増減見込めるのかどうかというところをお聞きします。

（財政課長）昨年度につきましては、株式の状況がかなりよかったというふうな状況があったのかと思われそうですが、今年度株価が大幅に下落している中での売買の部分での譲渡益となりますと、今年度より落ちるのではないかなという、あくまでも見込みなのですけれども、今後の状況にもよって変わるとは思いますが、令和5年度ほどというところはないのではないかと見込んでおります。

以上です。

（田中）次に、次のページですか、22ページのほうの資産管理課の件なのですけれども、公衆電話ボックス敷地使用料というところで、使用料、電話の金額が令和3年、4年、5年と微妙に違ったのですけれども、減るなら減る、増えるなら増えるということを見ると、令和3年が980万、4年が560万、5年が840万ということなので、ちょっとこの微妙な数字に関して何か分かるのかなと思ひまして、質問をします。

（資産管理課長）公衆電話のボックスの敷地使用料なのですけれども、確かに年度によって変わってはいるのですけれども、金額としては令和3年度が9,800円、令和4年度が8,400円となっていまして、1か所1,400円取っているのですが、令和4年度から本町コミュニティセンター

にあった1か所、こちらが撤去されました。それによって1か所減った、1,400円が引かれて9,800円が8,400円というふうになったものです。

以上です。

（田中） ちょっと今のところなのですけれども、庁舎使用料のほうのところで、水道課の関係なのですけれども、水道の要するに、外部団体に、職員に貸しているのかな、その使用料だと思うのですけれども、水道の職員がいるところの面積とか、それは関係なくて、メーターを計りに行くところの人たちの分の使用料ということによろしいのですね。

（資産管理課長） この水道課の使用料に関しましては、水道課の職員がいるところも使用料として取ることになっています。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時55分）



（開議 午後零時58分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中西副委員長、竹田委員より請求のありました議案第78号、第82号の資料については、タブレットに掲載をいたしましたので、お知らせいたします。

引き続き質問をお願いいたします。

（田中） それでは、午前に引き続き質問をさせていただきます。

まず、24ページ、歳入のところの自動販売機の関係なのですけれども、設置使用料、吹上と川里で、川里のほうが多いというのがちょっと意味が分からなかったのと、料金体系どこかで1回説明があったと思うのだけれども、売上げとかではないのですよと、機械の面積だか何かそんなようなことが言われたような気がしたのですけれども、その辺についてちょっとお聞きをします、取りあえず。なぜ川里のほうが多いのか。

（川里支所長（副部長級）） まず、料金のほうの川里支所と吹上支所の違いについてからちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、吹上支所につきましては16万1,165円ということで、内訳といたしましては、飲料水等の自動販売機、支所と支所第2棟、2台分の設置料

ということで、11万7,773円ということになっております。もう一つが金融機関のＡＴＭ設置料になっています。これが4万3,392円という形になっています。

それに対しまして、川里支所のほうなのですが、川里支所につきましては、まず公衆電話ボックスの設置料、これが1,400円、それと郵便ポストの設置使用料、これが560円、それと吹上支所と同じで金融機関のＡＴＭの設置使用料が36万6,847円ということで、合計36万8,807円となっております。

両支所との違いについてなのですが、ＡＴＭの設置使用料が一番大きな要因となっております。まず、吹上支所なのですが、ＡＴＭの設置場所なのですが、建物外の敷地内に、外に設置してありまして、金融機関が独自で建物、ＡＴＭを設置しております。また、電気料も金融機関が支払っているような状態で、土地設置使用料、先ほどの額なのですが、4万3,392円のみ徴収となっています。それに対しまして、川里支所のＡＴＭにつきましては、川里支所については、かわさと館の一部ということで、建物の中にＡＴＭを設置させていただいています。その関係で、吹上支所に比べて土地設置使用料、川里の場合は6,259円なのですが、それ以外に建物設置使用料29万6,761円、それと建物に対する保険料1,301円、それと電気料の6万2,526円を徴収することになっておりまして、こちらのほうのＡＴＭの設置使用料が金額の大きな違いの要因となっております。

それと、もう一つのほうですが、自動販売機設置使用料の根拠といえますか、それにつきましては、行政財産の使用料に関する条例にのっとってこちら徴収をさせていただきます。先ほども説明をした中にあるのですが、まず内容としましては、土地と建物を分けるような形になっておりまして、まず土地のほうについては、当該土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗じた額となっております。こちらのほうは、まず建築価格で、そちらのほうの使用する建物の広さで案分をした額となっております。もう一つのほうなのですが……それについては、すみません、課税標準額というのがございまして、土地のほうについては毎年1月1日に課税

標準額が出ますが、そちらのほうに対しての1,000分の3.5という形で、こちらについてはあくまでも1か月分なので、これに12か月分を掛けたものになっております。それが土地のほうということで、建物のほうについては、先ほどこちと説明をしかけたのですけれども、申し訳ありません。建物のほうについては、建築価格に対してになるのですが、こちらのほうも当該建物の適正な価格に今度は1,000分の6を乗じる形になっております。そちらのほうの価格に実際に使用している土地の広さ、川里でいうと10.74平米なののですけれども、これを掛けたものに対して、これも1か月のものになっておりますので、12か月を掛けるという形で、ほかに川里のほうについては電気料とか保険料を、これは建物の案分したもので徴収をしている形で、ご指摘、お話のとおり、面積で徴収をしているような形になっております。

以上です。

（田中）詳しい説明ありがとうございます。

それでは、その下のところに、吹上も川里もあると思うのですけれども、広告放映用モニター設置使用料なののですけれども、この内容は、鴻巣の新館にもあると思うのですけれども、内容等は……

（あと10分ですの声あり）

（田中）内容等は違いがどのようにあるのでしょうか。内容の違いですね。要するに吹上は吹上で承っているものがあるとか、川里で承っているものがあるとか、全部一括で3か所流しているのがあるとかという違いです。

（川里支所長（副部長級））こちらのほう、内容につきましては、一括して同じものになっています。これは市民課のほうでちょっと取りまとめをしていただいて、ロビーのほうにも設置してあるのではないかと思いますのですが、あわせて吹上支所、川里支所も設置をさせていただきまして、市民に周知していただくようなイベントの放送とか、あとは有料で業者さんのほうのPRをするような形になっておりますので、内容的なものは同じです。

以上です。

（田中） それでは、モニターの数で料金が違うのか、その辺のところは何で料金が違うのですかということ。

（川里支所長（副部長級）） こちらのほうは、先ほど説明した大きな違いにつきましては、敷地使用料の部分が変わってくるわけなのですが、先ほどお話しさせていただいた鴻巣市行政財産の使用に関する条例という中で、土地の部分、土地の適正な価格に1,000分の3.5を乗ずるという形になるのですが、この適正な価格についてですが、算出基準につきましては、先ほどもちょっとお話をさせていただいたのですが、5年度の課税標準額を使う形になります。課税標準額につきましては、吹上支所と川里支所、額のほうがかなり違う形になっていまして、ちなみに吹上のほう、基準になる1平米の金額につきましては3万619円（P.41「2万9,394円」に発言訂正）になっております。また、反対に川里のほうについては6,206円という形になっております。この違いにより金額の違いが出てくる形になります。

以上です。

（田中） すみません、時間ないようなので、ちょっと飛ばさせていただいて、まず40ページの、やさしさ支援課なのですけれども、結婚新生活支援事業なのですけれども、この内容についてちょっとお聞きしたいのですけれども。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） お答えいたします。

こちらの結婚新生活支援事業補助金につきましては、市で行っております結婚新生活支援補助金に対して3分の2を補助をいただくものになっております。以上でございます。

（田中） 同じくやさしさ支援課の関係で、44ページのほうの埼玉県消費者行政活性化補助金の使い道についてお聞きします。

（総務部参事兼やさしさ支援課長） こちらの埼玉県消費者行政活性化補助金につきましては、大きく言いますと消費者生活に関する周知、啓発事業に係る啓発品とか、啓発冊子とか、ちょっと購入させていただくのですけれども、そちらの2分の1を補助していただくものになっております。以上でございます。

（田中）46ページなのですけれども、下のほうなのですけれども、資産管理課のところなのですけれども、笠原小学校の建物貸付料のところ、一応これ月20万ぐらいな話を何か聞いたような気がするのですけれども、ここに載っているのは、96万8,879円というのは、これ月割とかその辺の関係なのでしょうか。

（資産管理課長）こちらの建物貸付料の旧笠原小学校の貸付料は、実際には約80万円が旧笠原小学校の貸付料となっています。

以上です。

（田中）その下の秘書課の部分のテレビ埼玉の株主配当金の関係なのですが、これって1株1円。3万2,000円となっていますので。1株当たり。

（秘書課長）1株、配当が10円の計算になっております。3,200株ということです。

（田中）48ページなのですけれども、先ほど茂利委員のほうがちょっと聞いていたと思うのですけれども、中古パソコンの関係なのですけれども、これは処分してしまうというだけの話なので、役所とかで使っていたやつを販売しますよというのがよくチラシが入ったりするのですけれども、そちらのほうには使わないということによろしいのでしょうか。

（総務部参事兼ICT推進課長）使い道というところですが、リサイクル業者によって流通経路というのは違う場合があるようです。ただ、本市がリサイクルとして売却しているパソコンの性能からしますと、おおむね国外流通というところが主になるような話もございます。ただ、今回の売却先の業者がどのようなルートで売却しているかというところは、所有権を移転した後の話になりますので、ちょっとそこまでは把握をしておりません。ただ、ハードディスクですとか、そういったものは物理破壊しておりますので、何か市の情報が漏れるというようなことはないように売却しております。

以上です。

（田中）あと何分。

（委員長）大丈夫です。

（田中）聞きたいのはいっぱいあるのですが、それではちょっと気にな

るところで聞きたいのが、歳入のところ、60ページです。自動証明写真の装置の支払金、多分これお金もらっている金額だと思うのですが、24万1,700円、これ歳入だから、もらっていると思うのだけれども、相当の売上げがあるというふうに見ていいのですか。これ1割もらっているのか、幾らもらっているのだから分からないですけれども、その辺について質問いたします。

（資産管理課長）こちらは、売上げの25%を市のほうに支払っていただくという形になっていきますので、実際の売上げはこちらの4倍あるということになると考えています。

以上です。

（田中）最後です。

48ページ、誰か聞くと思うのですけれども、ふるさと寄附金と企業版ふるさと寄附金についてなのですけれども、これって令和5年は多分減ったのだと思うのですけれども、その減少額というのについて聞きたいのですが。

（総合政策課長）ただいまのご質問、減少額というのは、市に対する寄附額の減少ということでよろしいでしょうか。それとも、市外に流出した控除適用額との差引きという意味での減少という意味になりますでしょうか。

（何事か声あり）

（総合政策課長）ふるさと寄附金につきましては、令和5年度の決算額が1億1,259万8,000円、令和4年度の決算額が1億1,756万5,000円ということで、前年比でマイナスの496万7,000円となっております。こちらの要因といたしましては、昨年10月の国の制度見直しに伴いまして、寄附金額の設定見直しですとか、あとは全国的には増加しているのですけれども、ちょっと本市の返礼品のPRといいますか、周知が足りなかった部分もあろうかと考えております。

以上です。

（何事か声あり）

（総合政策課長）すみません。企業版ふるさと寄附金につきましては、

5年度の決算額が220万円に對しまして、4年度が210万円ということで、10万円、若干ではありますが、増加している状況でございます。以上です。

（金澤） それでは、議案第82号 令和5年度一般会計決算認定についての歳入について、何点か質問させていただきます。

一応通告は出させていただいていますが、まず17ページのたばこ税についてです。先ほど前任者からも質問がございました。令和3年から5年で約5億円以上、6億円に近い数字の税収があるということで、ほかの税収部分を見ても、都市計画税よりは少ないけれども、軽自動車と自動車重量譲与税、この辺を足すと大体同じような金額になってくると。すぐたばこ税が鴻巣市にとっても大きな財源という形になっているわけですが、ご承知のように健康指向等で喫煙者も減少しているという状況の中で、今まではたばこ税自体をアップすることによって、たばこの個数が減っても大体帳尻が合うような形で政府のほうも動いていたのかなというふうには思うのですが、今後この税収自体がどんどん減収になった場合、本市にとっても、ほかの他市もそうだと思うのですが、自主財源か何かでこれをアップしていかななくてはならないという形でやらざるを得ないのかなというふうに思いますが、たばこ税が少なくなったときに、その見返りとなる収入等をどういうふうに考えているのか、将来的なものも含めてお聞きしたいと思います。

（財務部参事兼税務課長） 令和5年度につきましては、売上本数の増加により、前年度と比較して約800万円の増加となりました。ただ、今後は健康に関する意識の高まりにより喫煙者数が減少することが見込まれ、それに伴って市たばこ税も減少していくと想定をしております。ただし、市税全体で見ますと今後も増収すると見込んでおりまして、例えば固定資産税においては新築家屋が堅調に増加していることや、箕田産業団地における工場の新築や新規設備取得による償却資産の増加などにより増収すると見込んでおります。また、個人市民税についても、個人所得や納税義務者数が増加していることにより増収すると見込んでおりますので、市たばこ税は減収したとしても、市税全体では増収していくのでは

ないかと考えております。

以上です。

（金澤）今答弁いただきましたが、私もそのとおりだと思います。将来的なものを考えると、鴻巣市の税収を考えた場合には、やはりそれを補完すべき何らかの形をこれから構築して、ある程度たばこ税部分がクリアできるというような形で必要だと思いますので、ぜひ今後ご検討していただきたいというふうに思います。

次に、48ページ、49ページですが、財産の売払収入についてでございます。それと、ICT物品の売払収入の内容でございます。前任者から政策総務の資料請求ということで、土地売却収入の一覧表を頂きました。1番から7番までの合計金額という形なのですが、私これにちょっと、売払収入というのは、これアクション的には行政側が処分しようという形で考えて売り出すという形でいいのですか。

（資産管理課長）こちらの今回資料請求のあった資料の1番から6番まで、こちらについては公売したいという要望があったものになっています。7番については、こちら区画整理区域内で随時公売となっていたもので、常に市のほうで募集をかけているものという形になっています。以上です。

（金澤）そうしますと、行政側が売りたいよという物件、またそれに基づいて業者等が購入したいという形でマッチングしていくような形になるのでしょうか。この辺というのは事前に情報等の提供というのはなかなか難しいのですか。というのは、業者さん云々も、1年、2年前倒しでいろんな計画を立つときに、行政側がこういう物件を売却するのだったら考えてもいいなという、当然それはあるだろうけれども、急にこういうものが右から左へ出ましたよ、ではどうですかといっても、なかなかアクションは起こしづらい。適正な価格が買いつらいというような問題あると思うのですが、この土地売払い云々については、あくまでも行政側のほうで、もうこれは必要ないよということで、それを年度ごとに分けて売却しようとしている。いわゆる税収、収入の安定化を図るために年度ごとに分けて売却するのか、それとももうこれはばあんと

要らないから売却してしまおうとか、その面積云々も変わってくると思うのです、大きさによって。その辺はどういうお考えになっているのですか。

（資産管理課長） 公売については、年度とかにこだわっているつもりはありません。事前にお知らせするというのも、なかなか市としてもそこまでの決断をするまでというのは、それなりの内部での審議もありますので、なかなかそれを事前に公開するというのは難しいかなというふうに考えています。

以上です。

（金澤） そうすると、財務のほうで資産管理をしていますから、資産管理の中で項目別に分けて、もう将来的にこれは使わないから、行政としては売却したいという形であれば、それは常時販売に出していくという形に考えておいていいですか。

（資産管理課長） 委員のおっしゃられるとおりだと。

（金澤） 次に、48ページの寄附金でございます。一般寄附金が1億1,819万かな、という収入金額でございますが、当初予算1億4,460万との差異が出ているのですが、これ当初の寄附金ときはもうちょっとうちやうこのものが入るだろうという形で数字を出したのか、その辺を確認させてください。

（総合政策課長） 一般寄附金の予算総額1億4,460万のうちの大部分はふるさと寄附金のほうで占めておりますので、私のほうでご説明をさせていただきます。

ふるさと寄附金に関しましては、個人の通常のふるさと寄附金の分として1億4,000万、企業版のふるさと寄附金としましては450万円の予算を見込んでおりました。個人のふるさと寄附金につきましては、予算額に対しましてマイナス2,740万2,000円。こちらの要因につきましては、昨年、令和5年10月の国の制度見直しによる寄附金の設定額の引上げですとか、また先ほどご答弁申し上げましたように、ふるさと納税の委託事業者の変更に伴いまして、年度末から年度当初にかけて受付を停止した期間が若干ございました。そういった影響もございまして、見込みほど

収入が得られなかったという状況でございます。

企業版につきましては、予算額450万のうち、このうちマッチング支援業務委託による寄附額を300万円、市に直接申出による寄附が150万円と見込んでおりました。直接寄附で見込んでおりました150万については、決算としては160万円受入れがございましたので、見込みどおりであったのですが、マッチング支援業務委託、主にりそな銀行系さん、銀行さん系が寄附を検討している企業と市を結びつけて寄附を獲得してくるという、そういう業務委託なのですが、こちらが見込み300万円に対しまして、結果的に60万円であったというところで、見込みよりも落ち込んでいるような状況となりました。以上でございます。

（金澤）時間もあれなので、次、50ページを行かせてもらいます。

決算なので、50ページの繰入金について質問させていただきます。当初予算が18億1,280万円で、補正で10億7,877万円を減額して、収入済額は6億9,427万円という形に数字的にはなっています。その中で減債基金の繰入金、これは当初予算も2億で、実際の収入済額も2億円というふうで計上しておりますが、財政調整基金の繰入金、これが当初14億円かな。財政調整基金繰入金は14億円に対して1億9,000万という形で収入済額になっています。全体で資金の運用等が難しかったのかなというふうに思うのですが、当初予算と決算、この辺の違った要因はどのようなことがあるのかお教え願いたいと思います。

（財政課長）年間の予算を調整した結果、1億9,000万円を繰り入れました。前回、最終的な繰入れを実施したのは令和2年度に1,000万円でしたので、3年ぶりの繰入れとなりました。

昨年度の経緯を申し上げますと、当初予算編成後から6月補正までに6億9,000万円を追加し、総額で20億9,000万円でしたが、昨年度の9月補正にて19億8,000万円を減額し、繰入れが1億1,000万円となりました。その後の各補正にて5億1,000万円を増額、4億3,000万円を減額した結果、最終的には1億9,000万円を繰り入れた形となりました。要因といたしますと様々なものが考えられますが、主なものとしては扶助費、人件費の大幅な増加によるものです。

以上です。

（金澤）そうしますと、最後にいただきました主な要因という形で、こういう形になるという形で、決算的には内容は分かったのですが、そうするとやはり次回の予算云々のところでもこの辺を踏まえた形での予算計上をしたいという形で考えておるかどうか確認します。

（財政課長）今年度18億円からですか、繰入れをしている状況がございます。来年度、令和7年度におきましても、同等の金額を繰入れしないと恐らく予算のほうは難しいのかなと考えておりますが、また今後の執行状況にもよるかと思いますので、今後の予算編成にそれぞれ照らし合わせながら考えていきたいと思います。

以上です。

（金澤）次に、58ページから59ページ、61ページともなっていくのですが、6番、雑入について質問させてもらいます。雑入は、全体的な雑入が5億6,500万、収入済額が6億7,300万という形で、雑入の中の60ページの4番の節のところで雑入がございます。収入済額が4億2,967万円という形になっておりまして、各課でいろんな項目を雑入扱いで記入しているという状況になっているのですが、これは決算でほかの項目では入らない、もうそういう項目は難しいというものについては、全てこの雑入に入れてしまおうという発想の下での雑入入金という形で考えてよろしいのですか。

（財政課長）こちらについては、財政課のほうからお答えさせていただきます。

22款諸収入、6項雑入、4目雑入、4節雑入には、歳入科目の区分に該当しないもの及び地方債を除いた全ての収入金を計上することになります。したがって、節の区分についてもいろいろ考えられるところですが、比較的金額の多額になるもの及び特に区分することの必要性があるものと思われるものを節に区分計上し、ほかは雑入として計上してよいと地方公共団体歳入歳出科目解説にも書かれております。

以上です。

（金澤）そうしますと、いわゆるこういうふうにしなさいと指導があっ

ての形でそういうやり方で記入しているという解釈でいいのですね。

（財政課長）はい、委員のおっしゃるとおりになります。

以上です。

（金澤）そうしますと、決算でいろいろな項目を入れていったと。入れていったけれども、これとこれが抜けてしまったと。では、これはもう抜けてしまったから雑入のほうに入れておこうという発想になってしまう。

（財政課長）そちらにつきましては、決算でということではなく、実際の歳入があるというようなことを原課のほうからお話をお伺いしますので、それがそれぞれの科目に合致するかしないかというのを事前に判断させていただいた上で雑入になるというところで、その部分は雑入に計上させていただいているというような形になります。

以上です。

（金澤）私、では最後の質問で、71ページの臨時財政対策債、市債のところですか。それで、71ページの臨財債が当初予算3億7,800万に対して、補正予算が1億2,448万円の減に対して決算が、収入済額が2億5,351万8,000円ということになっています。臨時財政対策債、これは実質地方債というふうに解釈できるわけですが、この臨時財政対策債の主な使途、これはどのようなものがあつたのかお聞かせ願いたいのですが。

（財政課長）臨時財政対策債につきましては、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行するものです。また、財源の区分としますと一般財源扱いとなります。こちらは地方債ですが、償還額を全額基準財政需要額に積み上げられ、普通交付税の算定の基礎となっており、将来負担のない借入れとなっております。臨時財政対策債の借入れを行わない場合は、歳入不足を補うために算出されておりますので、その年の歳入が大きく減少することになります。なお、地方財政不足の対処にするため、令和5年度から令和7年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるものですが、平成13年から令和4年度においても同様に発行されているものになります。

以上です。

（金澤）この臨財債 1 億 2,448 万円の当初予算に対して補正を行っているという状況なのですが、私は何かこの臨時財政対策債、資料とか先輩方から聞くと、こういうのは可能な限り借入れしておいたほうがいいのだよというお言葉をよく聞いたのですが、1 億 2,440 万、この補正予算減になっていますが、使途自体で多く借りようとか、そういうあれはなかったのですか。

（財政課長）臨時財政対策債は、国のほうから発行額をここまでですということで決定されるものですので、借りたくても多く借りられるという状況にはないものになっております。

以上です。

（金澤）だから、国のほうから決められているよね。それが当初予算でしょう。だから、ここまで使えるのだよということなのだけれども、実際は使わなかったという形になるわけですよ、補正でマイナスになっているわけだから。その辺どうなのですか。

（財政課長）当初予算を組むときに、普通交付税と臨時財政対策債を、両方を一体の交付税的なところで考えるところなのですが、臨時財政対策債について若干地財対策のほうで減少だというようなお話もある中で、昨年度の予算と比較しながら予算のほうを組ませていただくのですが、実際に発行額が示されるものが私たちが考えている予算よりもさらに低く示されるというところで、今回、令和 6 年度もそうですが、令和 5 年度においてもやはり減額をせざるを得なかったというような状況になっております。

以上です。

（金澤）そういう実務的なテクニックというのは我々分からないからあれだけれども、よく分かりました。

私のほうは、歳入の質問については以上でございます。ありがとうございました。

（川里支所長（副部長級））申し訳ございません。訂正をお願いしたいと思います。

先ほど 25 ページで吹上支所の広報放映用モニター設置使用料の中で、土

地使用料の説明の中で課税標準額についてお話をさせていただいたと思うのですが、課税標準額、1平米当たりの金額なのですが、「2万9,394円」と言うところを「3万619円」と回答してしまいました。おわびして訂正させていただきます。お願いいたします。

（委員長）ただいまの発言の訂正については委員長に一任ください。

（竹田）では、14ページ、歳入のほうから。14ページ質問させていただきます。

普通徴収と特別徴収の金額が前年度よりも増えていますが、増額の要因は何かということと、あと普通徴収のほうの徴収率をお答えいただきたいと思います。

（財務部参事兼税務課長）それでは、まず普通徴収のほうの説明をさせていただきます。

普通徴収につきましては、個人所得及び納税義務者数が増加したことによって前年度より増額しております。なお、納税義務者数につきましては、前年度と比較して129人、率にして1.2%増加をしております。また、収納率につきましては97.7%です。前年度と比較しまして0.3%増加しております。

続いて、特別徴収ですが、こちらも普通徴収同様、個人所得及び納税義務者数が増加したことによる増加となっております。なお、納税義務者数につきましては、前年度と比較して304人、率にして0.6%増加をしております。

以上です。

（竹田）納税額と納税者数が増えているというお話でしたけれども、この納税額が増える要因って、法人税は減っているのですよね。だから、この差というのはどこで生まれてくると受け止めていらっしゃるのか。

（財務部参事兼税務課長）基本的には、企業のほうの収益が増加しているので、個人所得が伸びているのかなと思います。ただ、すみません、ちょっと次の質問にかぶってしまうところはあるのですが、法人市民税が減少したことについては、あくまでもコロナ前、コロナ前というところを

和 2 年度になるのかなと思うのですが、令和 2 年度の法人市民税の額をちょっと申し上げますと、約 7 億 2,400 万円でした。令和 5 年度が今回ですけれども、約 7 億 3,800 万円ということで、コロナ前よりはもう戻っているという状況なのです。ですので、企業収益自体はコロナ前よりは回復しているのではないかなと。そういったことによって所得が増加しているのかなと考えております。

ただ、法人市民税は、前年と比べると 2,600 万円ほど減少しているので、その要因なのですけれども、企業収益自体は回復しているとは思いますが、やはり円安ですとか原材料価格の高騰、そういったものの要因によって、前年度と比較すると収益は伸びなかったのかなと考えております。

以上です。

（竹田）それは、鴻巣市の企業、法人に限ってということでもいいのですよね。さっき 18 ページの法人事業税の交付金は、業績が増えているので金額が増えたよという先ほどのご説明でした。そういう点からいうと、鴻巣市に限っては、いわゆる法人市民税についてはまだ十分回復していないという状況だと受け止めていいのかどうか確認します。

（財務部参事兼税務課長）コロナ前よりは回復はしているのですが、ちょっと前年度と比べると下がってしまったのかなと。当然、委員お見込みのとおり、鴻巣市の企業という話に限った話ということになるのかなと思います。

以上です。

（竹田）先ほどの個人住民税、普通徴収の対象者も特別徴収の対象者も増えたというお話でしたが、では全体でそれぞれ何人が納税義務者になっておられるのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）普通徴収の納税義務者ですが、1 万 1,309 人です。特別徴収における納税義務者数ですが、5 万 1,795 人となっております。

以上です。

（竹田）分かりました。

続いて、20ページの特別交付税についてです。小型ディーゼル車を購入するに当たって、地域公共交通に関しては特別交付税で見ているということでした。ですから、地域公共交通に関わる交付税額は、この特別交付税の中にはどのくらい含まれておられるのでしょうか。

（財政課長）特別交付税の枠の中で地方バス分というものがございまして、地方バス分として交付された額は1億3,350万5,000円となります。以上です。

（竹田）ということは、これがいわゆる地域公共交通に関わる金額ですよ。だから、逆に言えば、赤字分と2分の……58%というふうに本会議場ではお答えになっていたのです。これは58%分ということによろしいのかどうか、確認します。

（財政課長）約58%、57.6%ということで、こちらのほうは計算させていただいておるところです。

以上です。

（竹田）ということは、基本的には赤字分の58%くらいは交付税で見込まれるわけだから、地域公共交通としたら、いわゆる受益者負担の原則で払っていただく、足りない分を1億3,350万円は特別交付税で見ているということによろしいのですね。

（財政課長）こちらの特別交付税の対象となっているものが、フラワー号の運行経費、またバスの購入費、あと乗合型デマンドタクシーの運行経費となっておりますので、基本的には様々なところでかかっている経費というのがあるとは思いますが、特別交付税としますとその分が入ってきているというふうなところでなっております。

（竹田）実は、フラワー号は赤字だから減便しても仕方がないみたいな発言をトップがしたのだそうですけれども、それを聞いた高校生がすごくがっかりしてしまって、赤字だからしょうがないわというふうに受け止めたそうですけれども、しかし特別交付税でバスの購入費とか地域公共交通、フラワー号と乗合タクシーについては合わせて1億3,550万円入っているということをちゃんと私は行政は伝えるべきだというふうにちょっと思いましたので、あえて質問をさせていただきました。

続いて、22ページの自動販売機の設置使用料です。これは、るるほかの皆さんがお聞きになっていましたが、私、自動販売機そのものが障がい者対応になっているのかどうかというところがやっぱり必要かなというふうに思っているものですから、ここら辺の確認というのはどのようにされているか伺います。

（資産管理課副参事）お答えします。

市役所の敷地内にまず設置されている自動販売機なのですが、敷地内及び庁舎内に設置されている自動販売機は全部で9台になります。飲料メーカーとしては3社、コカ・コーラ、サントリー、キリンにより商品の補充や不具合対応などの管理を行っています。

委員ご指摘の障がい者対応の自動販売機にすることにつきましては、各メーカーにより自動販売機の選定、機種及び附帯機能は違いますが、いわゆる障がい者対応も含めた自動販売機のバリアフリーデザインに取り組んでいます。

本庁舎地下1階の3台及び新館2階の1台につきましては、ハード対応型として自動販売機に定位置補助押しボタン、購入した商品を一時的に置けるテーブルの設置、視認性の高いユニバーサルカラーの採用、受皿付硬貨投入口、硬貨がつかみやすい釣銭返却口の受皿の設置、商品の取り出しやすい高さの取り出し口、硬貨、紙幣投入や返却口などの点字表示を行うことによって、高齢者や障がいのある方にも使いやすい自動販売機を設置しています。

また、本庁舎1階ロビー、新館2階、新館正面入り口横及び東側入り口通路に設置してある自動販売機については、商品を取り出しやすい高さの取り出し口、硬貨、紙幣投入口や返却口などの点字表示などのハード対応と、スマートフォンアプリの機能を利用したハイブリッド型としてユニバーサルデザインに取り組んでいます。アプリの機能としましては、近くの自動販売機の検索や自動販売機の高いところにあるボタンに手を伸ばさなくても、手元のスマートフォン操作だけでキャッシュレスでドリンクが買える機能、音声によって自動販売機内の製品を選択できる機能などが挙げられます。ほかにも、QR決済にも対応しています。

委員ご指摘のように、あらゆる障がいのある方への対応が十分にできているとは言えないことも認識しておりますので、デジタル技術の発展や進化し続けるサービスを注視しながら調査研究をしてまいります。

以上です。

（竹田）今、本庁舎と新庁舎と、また地下のあれを話された。川里支所と吹上支所では、いわゆる障がい者対応にはなっているということではないのかどうか、この辺をちょっと確認しておきます。

（吹上支所長（部長級））吹上支所に置いてあります自動販売機、吹上支所内に置いてあるものについては車椅子でも購入ができるようなことになっております。ただ、第2棟のほうの屋外に面している部分については、ちょっと確認はしていないのですけれども、通常の自動販売機が置かれているものと考えております。

以上です。

（川里支所長（副部長級））川里支所につきましては、先ほどご説明をさせていただいたのですが、今回のこちらのほうの自動販売機設置使用料の中には、飲料水の自動販売機は入っておりません。ただ、かわさと館としては、自動販売機、1階に2台と2階に1台ということで、特に確認はしていないのですが、1階とも2階とも車椅子等で購入できるようにはなっております。

以上です。

（竹田）分かりました。基本的にはいわゆるユニバーサルデザインが徹底されるように、ぜひ今後とも販売会社をお願いをしていただきたいというふうに思います。

続いて、資料請求をしました32ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と物価高騰の創生金の内訳を出していただきました。それで、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金は、いわゆる基金にも積み立てられていますよね。1,100万円くらいだと思うのですけれども。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というのは、この基金がないのですけれども、これらも含めての活用というのは新型コロナ……すみません。基金がこれにはできないのかどうかということ

が 1 点目と、それから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の基金に積み立てられた部分というのは令和 6 年度につながると思うのですけれども、どんなふうにご利用されたか伺います。

（総合政策課長）新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金の使い道につきましては、お手元の資料のとおりでございまして、新型コロナウイルス感染症対策基金については、特にはこの交付金からの積立てというものは行っておりません。

参考までに、昨年度のコロナの基金への積立てにつきましては、コロナの感染も 5 類に移行ということで落ち着いてきたということもございまして、利子分の積立ての 23 万 9,552 円のみ 5 年度は積立てを行っております。

以上です。

（竹田）続いて、同じく 32 ページの自治体情報システム標準化事業補助金で、一覧表を出していただきありがとうございます。いわゆる基幹の関わる部分だということがよく分かりました。このシステムの業者の選定というのはどのようにされているのか。私は、両毛システムズがずっとやっているのかというふうに思ったのですけれども、システムによっては会社が違うということがよく分かりましたので、システム会社の選定について伺います。

（総務部参事兼 ICT 推進課長）システム業者の選定というところでございますが、今回の標準化、いわゆる標準準拠システムへの移行につきましては、現行、この導入事業者におきまして移行をするというような、いわゆる随契、アップグレードというような扱いとなっております。以上です。

（竹田）例えば住民記録は両毛システムズがやっていますが、介護保険は電算と、それから生活保護については北日本コンピューターサービス株式会社ということと、あと戸籍については富士フイルムシステムサービス株式会社ということで、例えばこの業者が選定されてきた経緯についてちょっと伺いたいと。入札だったのかということも含めて。

（総務部参事兼ＩＣＴ推進課長）まず、11番の介護保険、株式会社電算、それと13番の生活保護、北日本コンピューターサービス株式会社、それと14番の健康管理、株式会社両備システムズ、18番、19番の戸籍に係る富士フイルムシステムサービス、これらはそれぞれの課で調達を行ったものでございます。ＩＣＴ推進課のほうで調達を行っているものに関しては、それ以外の両毛システムズのいわゆる総合行政システムといったところを、プロポーザルを実施した上で以前選定をしているというような状況です。

以上です。

（竹田）分かりました。いわゆる事業課が選定したというのですけれども、例えば今戸籍の問題でいうと、マイナンバーカードを持っていて、マイナ保険証をひもづけしたときに生年月日が違っていたとか、名前の表記が違っていたということが大問題になってきて、それでまずあなたの戸籍は、戸籍謄本のあるところからあなたの戸籍に関わる表記は正しいですかということから今事業が始まっているのです。ちょっと私の知り合いの方でタカシタさん、タカシタさんってずっとみんな呼んでいたのですけれども、実は僕はタカクなのですよって言われて、あっと初めて気がついたのですけれども、そういうこともあり得るので、例えば戸籍は富士フイルムがやっているけれども、例えば住民記録とかそういう部分がつながると思うのですけれども、この富士フイルムシステムサービスと両毛システムズとの関係では、連携が取れてくるのかどうかということがちょっと心配なものですから、システム会社によって連携が取れて、個人が一人の個人として連携されるのかどうか。システム会社が違うことによる、よることによる連携と、それから違うことによる不具合にならないのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

（総務部参事兼ＩＣＴ推進課長）20業務のシステム間のいわゆるデータ連携というところ、これらにつきましても国が標準仕様を定めておりますので、その仕様にのっとって各業務間の連携が実現されるとしておりますので、全体的にその標準仕様、国のほうで、また各省庁で確認しておりますので、その仕様にのっとった機能というか、システム構成が実

現されるものと考えております。

以上です。

（竹田）ということは、20事業ですけれども、業者が違ってても不具合はないという受け止めでよいのかどうか確認しておきます。

（総務部参事兼ICT推進課長）現段階で私どものほうから不具合が全く起きないということはちょっと断言はできないところでございますが、国のほうで仕様が誤りなく、またそれにのっとったシステム開発が事業者のほうでされれば不具合は起きないのだろうなということは想定できると思います。

以上です。

（竹田）続いて、46ページの建物貸付料で、先ほど96万8,879円のうち約80万円は笠原小学校の貸付料だということで、これは普通財産になっていきますので、例えば同じ体育館を、これまでのスポーツ団体が体育館を使用したりとかする場合の金額というのは、学校の施設の建物を利用するときの金額と同じだったのかどうか、違ったのか、差異はないのかどうかも含めて伺いたいと思います。

（資産管理課長）登録されているスポーツ団体の利用の場合には、通常の小中学校の体育館の利用と同じ金額で対応しております。

以上です。

（竹田）ということは、そういう差異はないということでしたが、貸付けする場合の管理について、例えばこの時期だとエアコンを使ったりしますよね。そのエアコンの例えば消すこととか、照明を消すことというのは、借りた団体が管理するのかどうか、市役所の職員が出かけて行って、間違いなく消えていますねというふうに管理するのかどうか、そこら辺伺います。

（資産管理課長）基本的には借りた方の義務だというふうに考えていますが、職員も確かに消し忘れとか、忘れ物とか、そういったものがないように、その日または翌日には確実に確認しておりますので、その辺で対応しております。

（竹田）ということは、これ前年度ではないのですけれども、この間大

がかりに学校を使って制服のいろいろな撮影会なんか行われたのですけれども、その場合でも借りた業者が管理したということで、消し忘れとか、そういうことはなかったのですね。その後、職員が行って確認したとかということでよろしいのかどうか、確認します。

（資産管理課長）委員のおっしゃられるとおり、借りた側のほうで点検をして、翌日に市の職員のほうで現地を確認しております。
以上です。

（竹田）ということは、照明やエアコンとか、そういうものの消し忘れはなかったということで確認、消し忘れはなかったということでよろしいのですか。

（資産管理課長）ありませんということで聞いております。
以上です。

（竹田）続いて、48ページの会計課、丁寧にいつも出していただいているのですが、先ほど普通預金の利子の分だというふうなご説明もありましたが、それぞれのいっぱい利子がついていきますけれども、利率というのはどのくらいだったのでしょうか。

（参事兼会計課長）定額基金を除きました基金につきましては、主に債券及び定期預金で運用しております。基金を預け入れしました定期預金の利率につきましては、金融機関及び預け入れの時期により異なりますが、令和5年度の最高利率は0.02%、最低利率につきましては0.01%（令和6年9月18日開催9月定例会会議録P.1「0.001%」に発言訂正）となっております。
以上です。

（竹田）分かりました。
続いて、48ページのふるさと寄附金の資料は分かりました。本当に苦労しながら頑張っているけれども、なかなか赤字が脱出できないということとはよく分かりました。
その中で、地元で取れる、私先ほど梨の話をしたのですけれども、梨というのは何番目にランクされるのでしょうか。

（総合政策課長）地元の梨でございますが、資料の中では上位5位とい

うことで出ておりませんが、このちょっとぎりぎり載らないぐらい、上位10位のうちには入るぐらいの実績はございます。

以上です。

（竹田）分かりました。北本は、なぜかふるさと納税の寄附金って多いのです。トマトか何かをずっと一環してやったりとかしているのですけれども、北本市と鴻巣市との差というのはどのように分析されておられますか。

（総合政策課長）北本市は、ご承知のとおり、県内でも1位を誇る寄附額、本市の10倍ぐらいあるわけなのですけれども、直接北本市さんにその内訳を聞いたわけではございませんが、聞いている話ですと、やはり有名な高級スーツ店の仕立てをやっている業者さんが市内にありまして、そこの仕立て券が非常に出ているのと、やはり券ですから紙を送るだけですので、送料もかからないですし、1件当たり高いので、北本市と比べますと受付の件数が、向こうのほうの金額が10倍あるのですけれども、受入れの件数で比較いたしますと、北本市が令和5年度の実績ですと8,790件のところ、本市ですと5,166件ということで、金額ほど差がないということで、1件当たりの単価が高いということも差があるものと認識しております。

以上です。

（竹田）申し訳ないですね。比べてしまって申し訳ないのですけれども、いろいろ努力されているというのは分かるのですけれども、やっぱり私は地域おこしのために職員の皆さんも、業者にいろいろお願いしていただきますけれども、地域の中にどういうすばらしいものが眠っているかとか、地域おこしのために現場に私はもっと行く必要があるのではないかと。いろいろと職員の皆さんとお話しすると、結構現場にもっと行ってほしいなと覚えることがあるものですから、そういう点ではもっと現場に行くことも含めた今後の対応というのはどう考えられるか伺っておきます。

（総合政策課長）竹田委員のおっしゃるとおり、職員の足で稼がなければいけない部分というのは当然あるものと認識しております。新しく加

えられたふるさと納税業務の委託事業者からの情報を共有しながら、1件でも多く開拓できるようにしていきたいと思います。

あと、庁舎内の取組としては、年に1度ほどですけれども、職員向けの掲示板等で何か情報ですか、気になるお店とか、そういった情報収集の呼びかけも行っているところです。

以上です。

（竹田）52ページの合併振興基金の繰入れです。合併振興基金が鴻巣市には一番多い積立てになっているのです。これは合併したがゆえに、今はハードもソフトも活用できるようにはなっているのですが、この合併振興基金の今後の活用計画について伺っておきます。

（財政課長）現時点で何年度に幾ら取り崩すという計画はありませんが、現在充当している道の駅整備事業の進捗状況に応じて取り崩す額を検討してまいります。

以上です。

（竹田）54ページの収税対策についての市税の延滞金が1,228万7,163円になります。この延滞税率というのは今どのくらいになっているのでしょうか。

（収税対策課長）延滞金の率につきましては、本則は納期限から1か月経過するまでは7.3%、その後は14.6%となっております。現在の算出方法は、平均貸付割合に年1%を加算した延滞金特例基準割合が7.3%未満の場合には、納期限から1か月を経過するまでは延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合、それ以降は延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合となり、令和4年から令和6年は2.4%と8.7%となっております。

以上です。

（竹田）この見直しというのは何とかならないのでしょうか。本則で国が決めているから、そういうことあるのかもしれないけれども、あまりにも高いようなことがありますので、何かあるのでしょうか。何とかならないのでしょうか。

（収税対策課長）こちらのほうは、平均貸付割合も毎年決められた割合

で、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規短期貸付けの返金利率の割合を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示をする割合ということで決められておりますので、ちょっとこちらのほうで、市のほうでできるものではないということになります。

以上です。

（委員長）竹田委員に申し上げます。

後で時間を設けますので、暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時11分）



（開議 午後2時25分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（中西）それでは、議案第82号 令和5年度鴻巣市一般会計決算認定の歳入について質問させていただきます。

令和5年度決算報告書の42ページからなのですが、財政力指数と経常収支比率についてというところ、財政力指数につきましては、財政力指数は高いほど財源に余裕があると言えるところ、令和元年度から令和5年度の推移を見ると年々減少しております。令和5年度で0.655ということで、今後も扶助費の増加が予想されることから、悪化していく傾向というのは続くと考えられるのですが、今後の財政力指数の推移というのは将来的にどう予想されているのかがまず1点と、経常収支比率につきましては、こちらも比率が大きいほど財政が硬直化していることを示す数字で、これも年々高くなっているというところで、令和5年度は95.5%。こちらについても、今後も扶助費の増加が予想されて悪化していく傾向ということは考えられるのですが、推移についてどのように予想しているのかをちょっとお伺いいたします。

（財政課長）財政力指数については、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た3か年間の平均値ですが、ここ数年間減少傾向であり、収入について劇的に増えることは難しい状況です。一方で、需要については様々な要因により増加になることを考えますと、財政力指数の減少傾

向は今後も続くと考えられます。また、経常収支比率の増加について、令和5年度は、分母について、臨時財政対策債の減少はあるものの、普通交付税の増加により全体では増という状況でした。一方で、分子である人件費、扶助費の大幅な増加による伸びのほうが分母の伸びを上回ったことによるものです。今後においても厳しい状況は続くと考えられます。

以上です。

（中西）その再質問させていただきます。

今後はやっぱり財政状況が悪くなっていくというところの中で、持続的なまちづくりのために歳入を増やしていくことが重要だと考えられます。市長からの今回提案説明で、歳入について、ふるさと寄附金の受入れに取り組むなど自主財源の確保に努めたほか、社会資本整備に交付税措置や後年度負担を考慮して起債を行うなど、安定した歳入の確保に努めましたとのことでしたが、それ以外にも令和5年度では、未来への投資で活力をつくるといった施政方針の下、子育ての安心をつくる、教育先進都市をつくる、まちの活力をつくるなど、そして未来に向けた数々の施策を行いました。こちらについては、転入者が増えるなど、歳入に影響を与えたと考えますが、将来的にも影響を与えると思うのです。そうしたときに財政的にどのような評価をされているかお伺いします。

（総合政策課長）まちづくり全般に関わってまいりますので、総合政策課よりお答えいたします。

本市の人口異動におきましては、平成27年以降、社会動態では9年連続で転入超過が続いておりまして、特に30代から40代、ゼロ歳から19歳までの子育て世帯の転入が多い傾向にございます。これは、これまで保育環境や児童センター、公園等の充実など、子育てしやすいまちづくりに取り組んできたことで子育て世代の転入者の増加や市民の定住意欲の高まりという成果につながっているものと考えております。若い世代や働き手が多く転入してきますと、住民税や固定資産税などの税収の増加だけでなく、地域内での消費活動の活性化による企業の収益増などにより法人市民税などの収入の増加もする可能性がございますことから、中長

期的には税収の基盤を強化して自治体の財政を安定させることが期待できると考えております。ただ、一方で、転入者の増加によりまして公共サービスに対する需要の増加やインフラ整備の必要性といった課題も生じますことから、これらを総合的に勘案しながら、引き続き転入者の増加に伴う税収増や地域経済の活性化などの好循環を生み出しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

（中西） 詳しいご説明ありがとうございました。

次に行きまして、48ページのふるさと寄附金なのですけれども、これが1億1,259万8,000円ということで、寄附金の推移って全国的に寄附金の受入れって増え傾向だと思うのですけれども、本市においては近年どんな感じで、受入れ、寄附の金額ベースで見た場合はこういった傾向があるのかお伺いします。

（総合政策課長） ふるさと寄附金につきまして、直近の5年間での受入額の推移を申し上げますと、令和元年度が約7,295万円、令和2年度が約9,655万円、令和3年度が1億915万円、令和4年度が約1億1,756万円と順調に増加を続けてきたところですが、令和5年度が若干減少となりまして、約1億1,259円という状況でございます。

以上です。

（中西） そうしたら寄附金自体は増加している傾向だということのは分かりました。前任者の質問でもたくさん出ていますので、寄附金を増やすためにいろんなやり方をされているというのは分かったのですけれども、その中で埋もれている返礼品の発掘というものを今後していきたいというお話だったのですけれども、それはこういったプロセスというか、流れで発掘されるものなのかお伺いします。

（総合政策課長） 現在の担当職員の取組の部分で申し上げますと、まず市内で今担当職員もいろんな業務で外に出た際に、ちょっと新しくできたおいしそうなケーキを売っているお店ですとか、そういったお店とか見つけてきまして、個別に返礼品の協力いただけないかと当たっている事例もございます。また、ふるさと納税事務の委託している業者からも、

ここの業者に交渉してみようと思うのだけれども、一緒に行ってくれないとか、そういった相談を随時受けておりまして、そういった形で職員自ら気になるお店を見つける部分と委託業者からの情報提供により開拓するようなケースとで対応しております。

以上です。

（中西）分かりました。

もう一点、あとPRにも、ちょっとPR不足という部分も受入れが伸び悩んでいるところであるというお話だったのですけれども、PRについてどんな形でされているのかというところをお伺いします。

（総合政策課長）本市のふるさと寄附金のPRといたしましては、まずは寄附金を受け入れる窓口となりますインターネット上のポータルサイトの増加、拡大に努めておりまして、令和5年度におきましては、さとふると、あと全日空のANAのふるさと納税の2つを追加いたしました。今年度におきましても、7月にふるさと納税百選というNTTドコモ系のサイトを追加することで、ポータルサイトの選択肢を増やすことで本市の露出を増やしまして、新たなユーザーの獲得に努めております。また、市役所隣のせせらぎ公園で年に何回か行っておりますシティプロモーションイベント「のすば」におけるPRのほか、本市の人気返礼品やイベント情報を掲載した「こうのす通信」というものを作成しまして、それをふるさと納税の寄附者に送付してリピーターの獲得も目指しているところでございます。

以上です。

（中西）よく分かりました。

それでは、次に移りまして、同じく48ページの企業版ふるさと寄附金なのですけれども、ふるさと寄附金というと大概ポータルサイトのほうからこういう寄附、こういう返礼品がいいのだよというところで申し込むと思うのですけれども、企業版の場合というのは通常こういった流れで寄附というのがされるのかをお伺いします。

（総合政策課長）企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った際に、寄附額に対して

税制上の軽減措置を受けられるものとなっておりまして、本社が所在する地方公共団体の寄附は対象外であるほか、寄附企業への経済的な見返りは禁止されております。

そういった中で、寄附受入れの流れといたしましては、寄附を希望される企業のほうで直接自治体のほうに寄附の申出を行ってくるケースと、また寄附を検討している企業と地方公共団体をマッチングさせる業務委託を通じまして仲介事業者から寄附企業を紹介していただくケースとがございます。

以上です。

（中西）再質問させていただきますけれども、令和５年度において220万円というところで、もう少し寄附金が多くなるといいのかなというところは思うのですけれども、増やすための方策というのは何かやられているのかというところをお伺いします。

（総合政策課長）寄附金を増やすための方策といたしましては、令和５年度から先ほど申し上げました企業と市をつなぐマッチング支援業務委託を開始いたしまして、今年度におきましても委託先を１社追加して、今２社にお願いしているところでございます。また今後も、本市が昨年５月にSDGs未来都市に認定されたことによって、本市には全然ゆかりのない企業さんからも寄附の申出とかがありましたので、そういったよくなった本市のイメージを生かしながら、市ホームページ等で周知を図っていくほか、県などが主催しております企業とのマッチング交流会への参加や、先ほど申し上げたマッチング業務委託のさらなる活用によりまして寄附受入れのさらなる拡大を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

（中西）今のご説明のSDGs未来都市というところのイメージで寄附されていたところがあったということで、非常にいいことだと思うのですけれども、具体的にはどんなような寄附だったのかをお聞かせいただければと思うのですけれども。

（総合政策課長）SDGs未来都市に対しての寄附ということではございませんでして、本市にゆかりのない企業さんからそういう引き合いが

あるということは、本市がSDGs未来都市に認定されたことでインターネット上でも露出が増えたことによりまして、そういう寄附を検討されている企業さんの目に留まりやすくなったのかなというふうに捉えております。

以上です。

（中西）それでは、次に行きまして、同じく48ページ、一般寄附金340万円というところなのですけれども、こちらの具体的な内容というのを伺いします。

（秘書課長）一般寄附金の内訳につきましては、個人3件のご寄附をいただいております。100万円、200万円、40万円をそれぞれの方から寄附をいただいている状況でございます。

以上です。

（竹田）先ほどの続きで、58ページの滞納処分費23万1,000円があります。この内訳をお伺いします。

（収税対策課長）令和5年度の歳入、滞納処分費の内訳ですが、埼玉県南部地域市町村不動産共同公売に伴う不動産鑑定手数料1件、23万1,000円となります。

以上です。

（竹田）ということは、例えば車を販売して処分したとか、そういうものではなくて、この歳入で入ってきたというだけのことであって、例えば車を滞納処分したとか、そういう競売にかけてやったものがあるのかどうか確認したいと思います。

（収税対策課長）こちらは、不動産鑑定手数料というのは、不動産の差押えを行って不動産公売を実施する前に、差し押さえた土地、建物の不動産鑑定を行って、不動産鑑定書を作成します。その不動産鑑定手数料はその費用となります。

以上です。

（竹田）不動産で処分したものというのはあるのでしょうか、鴻巣で。

（収税対策課長）令和5年度に関しては、不動産の差押えはございましたが、換価には至っておりませんので、5年度で処分したもの、換価を

したものはございません。

（竹田）分かりました。

すみません、通告してあったのですけれども、時間の関係で1つ省いたがあるので、ちょっと戻らせてください。50ページの公共施設整備基金繰入金というのがありまして、この公共施設整備というのはいわゆる売却した資産をここに入れるのですが、この利用目的は今後何を考えておられるのかを伺います。

（資産管理課長）繰入金の今後については、ちょっと今のところは未定です。

以上です。

（竹田）それからあと、48ページの企業版ふるさと寄附金220万円になっています。それぞれ資料を出していただきました。ちょっとそれぞれの企業の本社のあるところを教えてください。

（総合政策課長）では、お手元の資料の記載順に申し上げます。一番上のA R I N A株式会社につきましては、仙台市でございます。2番目の日本フエルト株式会社については東京都北区、3番目の協同組合情報センターについてはさいたま市、4番目のK T S株式会社もさいたま市となっております。

以上です。

（竹田）企業版ふるさと寄附金については、市外の業者ということが基本的には前提なのですけれども、例えば今後のこうした企業が鴻巣市の何か業務に関わる可能性というのはあるのでしょうか。私一番気になったのは、いわゆるこのすの運営会社というのは、1度、決まった年に、ありがとうという意味もあったのかもしれませんが、企業版ふるさと寄附金があったのです。ですから、そういう、あれは本当に癒着の構造だと私は受け止めたのですけれども、そういう点からいうと、やはり鴻巣市とこの企業との関係は、いろいろありますけれども、きれいにしておく必要があるというふうに思いますので、その点はどうか、最後確認して終わりにします。

（総合政策課長）現在のところ、昨年度まで受け入れました企業版ふる

さと寄附金していただいた企業につきましては、これまでの実績としては入札等で本市と契約関係にあったというのは、確認した限りではない状況でございます。内閣府令におきまして、企業に対して寄附の代償として経済的な利益を供与することは禁止されておりますけれども、その一方で入札や契約に関する法令ですとか本市の定める条例、規則等を遵守し、公正なプロセスを経た上で寄附企業を契約の相手方にするには寄附の代償として経済的な利益を供与することには該当しないというふうな国の見解が出ておりますので、この先、今のところ本市に業務直接発注するような業者さんからの寄附というのではないような状況ですが、今後もそういう来る可能性もございますけれども、寄附は寄附、契約は契約で別で、契約はこれしっかりと公正なプロセスを経て決定するような形で対応するようになるかと考えております。

以上です。

（田中）今の竹田委員のところなのですけれども、もらった資料なのですけれども、一番下に米印のやつが、上記のほか企業名及び金額非公表希望1社ありだから、そのほかにもう一個あるというふうに思って、極端な話、分からないようになっていて、数字が。でよろしいのでしょうか。

（総合政策課長）欄外に記載のありますとおり、ここに記載されている4社のほかにもう1社ございまして、実績としましては5社から合計220万円の寄附をいただいたということになります。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

本日は、以上をもちまして散会といたします。

あした朝9時より再開をいたします。

どうもお疲れさまでした。

（散会 午後2時47分）